

3 輸国第 4648 号  
令和 4 年 2 月 21 日

北海道農政事務所長 殿  
各地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の  
別表及び別紙の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射線物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられており、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-S1「輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-S1」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、台湾による、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県（以下「5 県」という。）の日本産食品に係る当該規制措置の変更を受け、手続規程の別表 2 及び別紙 ZZ-S1 について、下記のとおり所要の改正を行いました。また、シンガポール水産物（ZZ-S1）について、令和 3 年 5 月に規制措置が撤廃されたことを受け、別表 2 について所要の改正を行いました。

このことについて、管轄自治体への周知をお願いいたします。

#### 記

- 1 別表 2 について、以下のとおり改正。
  - ・欧州連合、大韓民国、台湾及び中華人民共和国の水産物（ZZ-S1）について、食品等（ZZ-S1）に変更
  - ・シンガポールの水産物（ZZ-S1）について、削除
- 2 別紙 ZZ-S1 について、以下のとおり改正。
  - ・ 5 県から台湾向けに輸出する場合における輸出証明書の発行要件の追記

- これに伴う別紙 ZZ-S1 のタイトルを「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」に変更
- その他所要の改正